

平成22年福島町議会 定例会6月会議議案説明資料

議案第 6号関係	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について……………	P 1
議案第 7号関係	職員団体の登録に関する条例の一部改正について……………	P 3
議案第 8号関係	福島町立学校設置条例の一部改正について……………	P 4
議案第 9号関係	北海道市町村総合事務組合規約の変更について……………	P 5
議案第10号関係	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について……………	P 7
議案第11号関係	北海道町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について……	P10
議案第12号関係	北海道市町村備荒資金組合規約の変更について……………	P12
議案第13号関係	渡島支庁管内公平員会規約の変更について……………	P13
議案第14号関係	渡島広域市町村圏振興協議会の廃止について……………	P14
議案第15号関係	平成22年度福島町一般会計補正予算（第3号）…………… （事務事業別説明資料）	P15
議案第18号関係	第4次福島町総合開発計画の変更について……………	P24

福 島 町

議案第6号関係

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1. 改正の理由について

地方公務員法の育児休業法に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正が、平成22年6月30日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

2. 改正の主な内容

(1) 育児休業をすることができる職員について（第2条関係）

職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況に関わりなく職員は育児休業をすることができることとする改正。

【改正前】

職員の配偶者が専業主婦（夫）である場合など、配偶者が常態として養育できる場合、職員は、育児休業、育児短時間勤務、育児時間をすることができない。



【改正後】

職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業、育児短時間勤務育児時間をすることができる。

(2) 育児休業の再取得について（第3条関係）

- ① 夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後3月以上経過した場合に、再度の育児休業をすることができることとする改正。
- ② 子の出生に日から一定期間内（57日間以内）に、最初の育児休業をした職員は、特別の事情がない場合であっても再度の育児休業をすることができるよう育児休業法が改正されたことに伴う改正。

【改正前】

育児休業の取得は原則1回。配偶者の疾病等により子の養育に著しい支障が生じる等の特別の事情がある場合を除き、再び育児休業をすることができない。



【改正後】

子の出生の日及び産後8週間の期間内（出生の日から57日間以内）に、最初の育児休業（通称：産後パパ育休）をした職員は、特別の事情がなくても、再び育児休業をすることができる。
※当該期間内に産後休暇を取得した者は除く

(3) 育児休業の取消事由について (第5条関係)

職員以外の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取消事由には当たらないこととする改正

【改正前】

職員が育児休業をしている子を、職員以外のその子の親が常態として養育することができることとなった場合、育児休業の承認の取消事由に**当たる**(育児短時間勤務、育児時間も同様)。



【改正後】

職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の承認の取消事由に**当たらない**(育児短時間勤務、育児時間も同様)。

(4) 育児短時間勤務をすることができない職員について (第9条関係)

職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況に関わりなく、職員は育児短時間勤務をすることができることとする改正。

(5) 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情について (第10条関係)

夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児短時間勤務をした後3月以上経過した場合に、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても育児短時間勤務をすることができる改正。

【改正前】

育児休業等計画書を提出して、**夫婦が交互にそれぞれ3月以上育児休業する場合には**、再度の育児短時間勤務をすることができる。



【改正後】

夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、職員が育児短時間勤務をした後3月以上経過した場合に、再度の育児短時間勤務をすることができる。

(6) 育児短時間勤務の承認の取消事由について (第12条関係)

職員が育児短時間勤務により子を養育している時間に、職員以外の子の親がその子を養育することができることとなった場合でも、育児短時間勤務の取消事由にはあたらないこととする改正。

(7) 部分休業をすることができない職員について (第16条関係)

職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況に関わりなく、職員は部分休業をすることができることとする改正。

3. 施行期日

平成22年6月30日から施行する。

議案第7号関係

職員団体の登録に関する条例の一部改正について

1. 提案の理由

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）が平成22年4月1日から施行されたことに伴い、渡島支庁が渡島総合振興局に名称変更されました。この変更に伴い、渡島支庁公平委員会を渡島公平委員会に名称変更する規約変更の協議を別途提案しているところですが、関連する当町の条例の文言を整理するものです。

2. 条例改正の主な内容

第2条に定める「渡島支庁公平委員会」を「渡島公平委員会」に変更する改正を行うものです。

3. 施行期日

渡島支庁管内公平員会規約の一部改正の施行日と同じ、平成22年7月1日から施行します。

議案第 8 号関係

福島町立学校設置条例の一部改正について

1. 提案理由について

福島町立吉岡小学校を、廃校となっている旧吉岡中学校に移転するため、旧吉岡中学校の校舎施設を小学校の整備基準に基づき、教室の黒板の位置（高さ等）や階段段差の解消等の改良工事を実施しております。

この工事が平成 22 年 7 月末には完成する見込みであり、本年度 2 学期の始業式の日から旧吉岡中学校校舎に移転となりますので、町立学校設置条例の学校設置位置の変更を行うものです。

2. 改正の内容について

別表第 1 中、吉岡小学校の位置「福島町字吉岡 204 番地」を「福島町字吉岡 252 番地」に変更する。

3. 施行期日について

この条例は、平成 22 年 8 月 18 日から施行する。

議案第9号関係

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

1. 提案の理由について

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、北海道市町村総合事務組合規約の一部変更の必要が生じるため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により構成市町村の議会の議決を得るものであります。

2. 変更内容について (新旧対照表)

現 行	改 正 案																
<p>(組合議員の選挙)</p> <p>第6条 関係市の長の組合議員については、組合構成団体である関係市の長においてこれを互選する。町村の長の組合議員については、各支庁管内町村会長の職にあるものをもってあてる。</p> <p>2 関係市の長の組合議員に欠員が生じたときは、速やかに補欠選挙を行う。第7条第2項の規定により町村の長の組合議員が組合管理者となり、組合議員に欠員が生じた場合は、前項の支庁管内町村会副会長の職にある者をもってあてる。</p> <p>(組合議員の任期)</p> <p>第7条 組合議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 組合議員である組合構成団体の長が、当該構成団体の長の職を失ったとき、若しくは当該支庁管内町村会長又は副会長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず組合職員の職を失う。第9条第2項の規定により組合管理者に選任されたときも、また同様とする。</p> <p>別表第1 (第2条関係) 組合を組織する地方公共団体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">支庁名</th> <th>市町村・一部事務組合及び広域連合</th> </tr> <tr> <td>石狩支庁 (15)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>渡島支庁 (17)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>檜山支庁 (11)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合	石狩支庁 (15)	(略)	渡島支庁 (17)	(略)	檜山支庁 (11)	(略)	<p>(組合議員の選挙)</p> <p>第6条 関係市の長の組合議員については、組合構成団体である関係市の長においてこれを互選する。町村の長の組合議員については、各地区町村会長の職にあるものをもってあてる。</p> <p>2 関係市の長の組合議員に欠員が生じたときは、速やかに補欠選挙を行う。第7条第2項の規定により町村の長の組合議員が組合管理者となり、組合議員に欠員が生じた場合は、前項の地区町村会副会長の職にある者をもってあてる。</p> <p>(組合議員の任期)</p> <p>第7条 組合議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 組合議員である組合構成団体の長が、当該構成団体の長の職を失ったとき、若しくは当該地区町村会長又は副会長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず組合職員の職を失う。第9条第2項の規定により組合管理者に選任されたときも、また同様とする。</p> <p>別表第1 (第2条関係) 組合を組織する地方公共団体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">支庁名</th> <th>市町村・一部事務組合及び広域連合</th> </tr> <tr> <td>石狩振興局 (15)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>渡島総合振興局 (17)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>檜山振興局 (11)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合	石狩振興局 (15)	(略)	渡島総合振興局 (17)	(略)	檜山振興局 (11)	(略)
支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合																
石狩支庁 (15)	(略)																
渡島支庁 (17)	(略)																
檜山支庁 (11)	(略)																
支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合																
石狩振興局 (15)	(略)																
渡島総合振興局 (17)	(略)																
檜山振興局 (11)	(略)																

<u>後志支庁</u> (29)	(略)	<u>後志総合振興局</u> (29)	(略)
<u>空知支庁</u> (35)	・・・、沼田町、 <u>幌加内町</u> 、北空知衛生施設組合・・・	<u>空知総合振興局</u> (34)	・・・、沼田町、北空知衛生施設組合・・・
<u>上川支庁</u> (30)	<u>鷹栖町</u> 、東神楽町・・・	<u>上川総合振興局</u> (31)	<u>幌加内町</u> 、 <u>鷹栖町</u> 、東神楽町・・・
<u>留萌支庁</u> (13)	・・・、天塩町、 <u>幌延町</u> 、留萌消防組合、北留萌消防組合、 <u>西天北5町衛生施設組合</u> 、羽幌町外2町村衛生施設組合・・・	<u>留萌振興局</u> (11)	・・・、天塩町、留萌消防組合、北留萌消防組合、羽幌町外2町村衛生施設組合・・・
<u>宗谷支庁</u> (15)	<u>猿払村</u> 、浜頓別町、・・・、利尻島国民健康保険病院組合	<u>宗谷総合振興局</u> (17)	<u>幌延町</u> 、 <u>猿払村</u> 、浜頓別町、・・・、利尻島国民健康保険病院組合、 <u>西天北5町衛生施設組合</u>
<u>網走支庁</u> (23)	(略)	<u>オホーツク総合振興局</u> (23)	(略)
<u>胆振支庁</u> (13)	(略)	<u>胆振総合振興局</u> (13)	(略)
<u>日高支庁</u> (16)	(略)	<u>日高振興局</u> (16)	(略)
<u>十勝支庁</u> (28)	(略)	<u>十勝総合振興局</u> (28)	(略)
<u>釧路支庁</u> (12)	(略)	<u>釧路総合振興局</u> (12)	(略)
<u>根室支庁</u> (9)	(略)	<u>根室総合振興局</u> (9)	(略)

3. 施行期日について

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第10号関係

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

1. 提案の理由について

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の必要が生じるため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により構成市町村の議会の議決を得るものであります。

2. 変更内容について

別紙新旧対照表のとおり

3. 施行期日について

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

別 紙

現 行					改 正 案				
(組合の議会の議員の定数及び選挙の方法) 第5条 (略)					(組合の議会の議員の定数及び選挙の方法) 第5条 (略)				
区分	員数	市	町村	互選の方法	区分	員数	市	町村	互選の方法
市町村長	15人	1人	14人	市にあつては通じて1人、町村にあつては各支庁管内ごとに1人を互選する。	市町村長	15人	1人	14人	市にあつては通じて1人、町村にあつては北海道総合振興局及び北海道振興局の管内ごとに1人を互選する。
市町村の 議会議長	15人	1人	14人	同	市町村の 議会議長	15人	1人	14人	同
別表 組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名					別表 組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名				
区 分	市町村及び市町村の一部事務組合				区 分	市町村及び市町村の一部事務組合			
市	(略)				市	(略)			
石狩支庁管内	(略)				石狩管内	(略)			
渡島支庁管内	(略)				渡島管内	(略)			
檜山支庁管内	(略)				檜山管内	(略)			
後志支庁管内	(略)				後志管内	(略)			
空知支庁管内	南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 月形町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 幌加内町 栗山町				空知管内	南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 月形町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 栗山町			
上川支庁管内	鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠町				上川管内	鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠町 幌加内町			

現 行		改 正 案	
区 分	市町村及び市町村の一部事務組合	区 分	市町村及び市町村の一部事務組合
留萌支庁管内	増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 <u>幌延町</u>	留萌管内	増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町
宗谷支庁管内	猿払村 浜頓別町 中頓別町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 枝幸町	宗谷管内	猿払村 浜頓別町 中頓別町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 枝幸町 <u>幌延町</u>
網走支庁管内	(略)	オホーツク管内	(略)
胆振支庁管内	(略)	胆振管内	(略)
日高支庁管内	(略)	日高管内	(略)
十勝支庁管内	(略)	十勝管内	(略)
釧路支庁管内	(略)	釧路管内	(略)
根室支庁管内	(略)	根室管内	(略)
一部事務組合 (石狩)	道央地区環境衛生組合 石狩北部地区消防事務組合 石狩東部広域水道企業団 石狩教育研修センター組合 <u>石狩西部広域水道企業団</u>	一部事務組合 (石狩)	道央地区環境衛生組合 石狩北部地区消防事務組合 石狩東部広域水道企業団 石狩教育研修センター組合
(檜山)	(略)	(檜山)	(略)
(留萌)	羽幌町外2町衛生施設組合 <u>西天北五町衛生施設組合</u> 北留萌消防施設組合	(留萌)	羽幌町外2町衛生施設組合 北留萌消防施設組合
(宗谷)	南宗谷衛生施設組合 利尻郡清掃施設組合 南宗谷消防組合 利尻礼文消防事務組合 利尻郡学校給食組合 利尻島国民健康保険病院組合	(宗谷)	南宗谷衛生施設組合 利尻郡清掃施設組合 南宗谷消防組合 利尻礼文消防事務組合 利尻郡学校給食組合 利尻島国民健康保険病院組合 <u>西天北五町衛生施設組合</u>
(網走)	(略)	(オホーツク)	(略)
(札幌)	北海道市町村総合事務組合 北海道市町村備荒資金組合 北海道町村議会議員公務災害補償等組合	(札幌)	北海道市町村総合事務組合 北海道市町村備荒資金組合 北海道町村議会議員公務災害補償等組合 <u>石狩西部広域水道企業団</u>

議案第 11 号関係

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

1. 提案の理由について

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更の必要が生じるため、地方自治法第 286 条第 1 項及び同法第 290 条の規定により構成市町村の議会の議決を得るものであります。

2. 変更内容について

別紙新旧対照表のとおり

3. 施行期日について

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

現 行			改 正 案		
別表第2			別表第2		
選挙区	選挙区の区域	議員定数	選挙区	選挙区の区域	議員定数
第1区	<u>石狩支庁管内</u> の町村	1人	第1区	<u>石狩振興局管内</u> の町村	1人
第2区	<u>渡島支庁管内</u> の町村	1	第2区	<u>渡島総合振興局管内</u> の町村	1
第3区	<u>檜山支庁管内</u> の町村	1	第3区	<u>檜山振興局管内</u> の町村	1
第4区	<u>後志支庁管内</u> の町村	1	第4区	<u>後志総合振興局管内</u> の町村	1
第5区	<u>空知支庁管内</u> の町村	1	第5区	<u>空知総合振興局管内</u> の町村	1
第6区	<u>上川支庁管内</u> の町村	1	第6区	<u>上川総合振興局管内</u> の町村	1
第7区	<u>留萌支庁管内</u> の町村	1	第7区	<u>留萌振興局管内</u> の町村	1
第8区	<u>宗谷支庁管内</u> の町村	1	第8区	<u>宗谷総合振興局管内</u> の町村	1
第9区	<u>網走支庁管内</u> の町村	1	第9区	<u>オホーツク総合振興局管内</u> の町村	1
第10区	<u>胆振支庁管内</u> の町村	1	第10区	<u>胆振総合振興局管内</u> の町村	1
第11区	<u>日高支庁管内</u> の町村	1	第11区	<u>日高振興局管内</u> の町村	1
第12区	<u>十勝支庁管内</u> の町村	1	第12区	<u>十勝総合振興局管内</u> の町村	1
第13区	<u>釧路支庁管内</u> の町村	1	第13区	<u>釧路総合振興局管内</u> の町村	1
第14区	<u>根室支庁管内</u> の町村	1	第14区	<u>根室振興局管内</u> の町村	1
特別区	上記第1区から第14区までの組合町村の長	3	特別区	上記第1区から第14区までの組合町村の長	3

議案第12号関係

北海道市町村備荒資金組合同規約の変更について

1. 提案の理由について

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、北海道市町村備荒資金組合同規約の一部変更の必要が生じるため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により構成市町村の議会の議決を得るものであります。

2. 変更内容について（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(議会の組織及び議員の選挙の方法) 第6条 この組合の議会の議員（以下「組合の議員」という。）の定数は28人とし、組合市の長の互選により14人、 各支庁 管内ごとの組合町村の長の互選により各一人を選出する。	(議会の組織及び議員の選挙の方法) 第6条 この組合の議会の議員（以下「組合の議員」という。）の定数は28人とし、組合市の長の互選により14人、 北海道総合振興局及び北海道振興局 の管内ごとの組合町村の長の互選により各一人を選出する。

3. 施行期日について

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。

議案第13号関係

渡島支庁管内公平委員会規約の変更について

1. 提案の理由について

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、渡島支庁管内公平委員会規約の一部変更の必要が生じるため、地方自治法第252条の6の規定により構成市町村の議会の議決を得るものであります。

2. 変更内容について（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">渡島支庁管内公平委員会規約</p> <p>(名称) 第2条 この委員会は、渡島支庁管内公平委員会（以下「公平員会」という。）</p>	<p style="text-align: center;">渡島公平委員会規約</p> <p>(名称) 第2条 この委員会は、渡島公平委員会（以下「公平員会」という。）</p>

3. 施行期日について

この規約は、平成22年7月1日から施行する。

議案第14号関係

渡島広域市町村圏振興協議会の廃止について

1. 廃止の理由について

本圏域では、昭和46年12月8日に渡島広域市町村圏振興協議会を設立し、これまで5度にわたる広域行政圏計画を策定し、行政区域を越えた広域的な課題の解決や地域振興施策の推進に取り組み、圏域の計画的な整備を進めてきたところであります。

一方、社会経済構造の変化や人口減少、少子高齢化の進行、あるいは市町村合併の進展に伴う広域行政圏内の市町村数の減少など、広域行政圏を取り巻く環境が大きく変化したことから、従来の広域行政施策は当初の役割を終えたものとして、平成21年3月31日をもって国の「広域行政圏計画策定要綱」が廃止され、今後の広域連携は、関係市町村の自主的な協議に基づき行うこととされたところであります。

本協議会としては、国の「広域行政圏計画策定要綱」が廃止されたことや、これまでの取り組みにより一定の成果をあげてきたことなどを踏まえ、この度、本協議会を廃止しようとするものであります。

2. 廃止の日について

平成22年7月31日とします。

3. 廃止に伴う余剰金の精算について

- (1) 余剰金の精算事務は、廃止の日までにこれを行うものとします。
- (2) 余剰金の精算額は、平成22年度決算に基づいた額とします。
- (3) 各市町の精算額は、本協議会負担金の積算と同様の方法で精算するものとします。

課名・グループ名 総務課 企画グループ

(単位：千円)

議案ページ	款・項・目	新継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説明 (事業の目的・主な増減)
				補正前の額	補正額	計		
P 34	2 総務費	継	企画費	463	383	846	一般財源 383	【事業目的】重要施策の企画及び調整、国・道・市町村との調整に関する事務 【補正事由】東京農業大学との包括連携協定に係る打合せに伴う旅費の増加 旅費383 (普通旅費383～①公用車使用60 (3泊4日2人) ②公共交通機関使用322 (JR1回・飛行機1回 2泊3日2人)
	1 総務管理費							
	7 企画費	新	NHK公開番組事業費	0	346	346	一般財源 346	【事業目的】NHK公開番組収録に係る仮設ステージ外作製に係る経費 1/2 【補正事由】NHK公開番組収録に伴う仮設ステージ設置等のため 需用費346 (仮設ステージ設置、足場4ヶ所外)

課名・グループ名 総務課 総務グループ

(単位：千円)

議案ページ	款・項・目	新継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説明 (事業の目的・主な増減)
				補正前の額	補正額	計		
P 34	2 総務費	継	交通安全対策費	2,711	376	3,087	一般財源 376	【事業目的】交通安全運動の推進に係る経費 【補正事由】JA共済連北海道からの寄贈による交通安全指導車納入に係る経費 需用費93 (消耗品：スタッフステイ外93)、役務費283 (自動車保険料233、各種手数料50)
	1 総務管理費							
	8 交通安全対策費							

課名・グループ名 総務課 企画グループ

(単位：千円)

議案ページ	款・項・目	新継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説明 (事業の目的・主な増減)
				補正前の額	補正額	計		
P 34	2 総務費	新	丸山地区・月崎地区電波遮へい対策事業費	0	2,499	2,499	一般財源 2,499	【事業目的】丸山地区・月崎地区における地上デジタル放送の難視聴対策 【補正事由】難視聴地域対策のための調査設計費 ※P19参照 委託料2,499 (実施設計委託料2,499)
	1 総務管理費							
	13 テレビ中継局管理費							

課名・グループ名 町民課 住民グループ

(単位：千円)

議案ページ	款・項・目	新継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説明 (事業の目的・主な増減)
				補正前の額	補正額	計		
P 35	3 民生費	継	社会福祉総務費	1,435	50	1,485	国庫支出金 39 一般財源 11	【事業目的】小学生による学校花壇の花植生により人権啓発活動を広くPRする 【補正事由】国からの地域人権啓発活動活性化事業委託による 需用費50 (啓発事業消耗品50)
	1 社会福祉費							
	1 社会福祉総務費							

課名・グループ名 福島保育所

グループ

(単位：千円)

議案ページ	款・項・目	新継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説明（事業の目的・補正事由）
				補正前の額	補正額	計		
P 35	3 民生費	継	保育所費	21,955	896	22,851	分担金及び負担金 1,381 一般財源 △ 485	【事業目的】保育所の運営に係る経費 【補正事由】保育所入所児童の増員に伴う行事報償費、給食材料費等の増報償費15（各種行事報償費15）、需用費791（給食材料費等791）、委託料90（健康診断委託料90）
	2 児童福祉費							
	3 保育所費							

課名・グループ名 産業課

農林グループ

(単位：千円)

議案ページ	款・項・目	新継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説明（事業の目的・補正事由）
				補正前の額	補正額	計		
P 35 ～36	6 農林水産業費	新	農業体験事業費	0	401	401	道支借金 200 一般財源 201	【事業目的】小学生による農業体験を通じ食育に対する意識と食の大切さの認識向上対策 【補正事由】教育ファーム推進事業に係る農業体験の必要経費を補正 ※P 2 0 参照 賃金100（作業員賃金100）、報償費45（講師報償費45）、旅費91（普通旅費91） 需用費135（消耗品65、印刷製本費70）、使用料及び賃借料30（圃場借上料30）
	1 農業費							
	3 農業振興費							
P 36	6 農林水産業費	新	緊急雇用創出推進事業費	0	1,611	1,611	国庫支借金 1,610 一般財源 1	【事業目的】失業者に対して短期の雇用・就業機会を創出することを目的とする ※P 2 2 参照 【補正事由】森林整備事業の現地研修を行うことにより技術取得と林業の担い手確保を図る委託料1,611（林業担い手育成・確保事業委託料1,611）
	2 林業費							
	2 林業振興費							
P 36	6 農林水産業費	新	林内作業道整備事業費	0	17,510	17,510	道支借金 17,500 一般財源 10	【事業目的】森林整備事業における運搬作業路の確保対策 【補正事由】国の補正事業による森林整備作業道整備事業のため ※P 2 1 参照 委託料1,690（兵舞線外作業道測量設計委託料1,690）、 工事請負費15,820（兵舞線作業道整備工事費10,760、白符線作業道整備工事費5,060） 【予算説明】・事業個所 福島町字松倉地内及び三岳地内 ※参考図面 P 2 3 ・事業内容 兵舞線作業道 L=850m、W=3.0m 白符線作業道 L=400m、W=3.0m 測量設計委託 一式 ・施工方法 請負施工
	2 林業費							
	6 林道工事費							

課名・グループ名 産業課

水産グループ

(単位：千円)

議案ページ	款・項・目	新継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説明（事業の目的・補正事由）
				補正前の額	補正額	計		
P 37	6 農林水産業費	継	みなと交流館管理運営費	1,093	117	1,210	使用料及び手数料 634 諸収入 117 一般財源 △ 634	【事業目的】みなと交流館の管理運営費 【補正事由】漁港工事事務所として施設使用に伴う電気使用量超過分の補正需用費117（光熱水費117）
	3 水産業費							
	5 みなと交流館管理運営費							

